



重大災害（令和6年-1）発生状況報告

発生日時	令和6年6月20日（木） 18時10分ごろ				天候	曇り		
港名	大阪港	業種区分	港湾荷役業B		港湾荷役業以外B			
事業場名					規模	49人		
事業場所在地	大阪市							
発生場所	大阪市此花区 大阪港北港 コンテナターミナル接岸本船内			区分	港湾A 港湾以外A			
被災者氏名	A	性別	男	年齢	24歳	経験年数	1年	
被災の程度	・酸素欠乏症の疑い（失神） ・検査上異常なし ・経過観察のため入院 ・翌日退院（休業1日）	職種	デッキマン		雇用形態	常用		
被災者氏名	B	性別	男	年齢	30歳	経験年数	11年	
被災の程度	・酸素欠乏症の疑い（失神） ・帰宅可能であったが念のため入院 ・翌日退院（休業1日）	職種	デッキマン		雇用形態	常用		
被災者氏名	C	性別	男	年齢	45歳	経験年数	25年	
被災の程度	・酸素欠乏症の疑い（失神） ・検査上異常なし ・帰宅（不休）	職種	本船責任者 (船内荷役作業主任者)		雇用形態	常用		
作業の名称	コンテナ荷役	作業区分	港湾作業C		港作業以外C			
労災保険適用業種	港湾貨物取扱事業	沿岸荷役業	船内荷役業					
事故の型	有害物質との接触（12）	起因物	その他の危険物、有害物等（519）					
使用機械等	ガントリークレーン	本船揚貨装置段取り	なし					
発生状況	1 被災者を含む作業者13名は、コンテナ船の本船荷役のため、16時30分頃にBAY05/07のハッチカバーを開け、先にBAY05の揚げ荷役を開始した。 2 作業者13名は、①デッキマン2名（A及びB）、②本船責任者（船内荷役作業主任者）1名（C）、③ガントリークレーン運転者1名、④ラッシャー4名、⑤トレーラーヘッド運転者3名、⑥ヤード（トレーラーへの指示）1名、⑦オートロックピン取り1名にそれぞれ分かれ、当該揚げ荷役作業を行った。 3 17時頃に休憩に入り、17時55分頃、揚げ荷役を再開した。 4 18時6分頃、船首側ホールドのコンテナ10本を陸揚げした段階で、Aがガントリー運転者への無線合図のためホールド内に降りたが、その際、Aの無線会話の呂律が回っていなかつた。 5 そこで、Bが船尾側ホールド4段目上からAを見たところ、足元がふらついた状態であった。 6 18時9分頃、BからそばにいたCに対しAの様子がおかしいと口頭で伝え、Cがホールドを見ると、Aが倒れていた。 7 18時10分頃、BがAを確認するためホールドに降りるとともに、Cはホールドに向かいながら、営業所の作業手配担当者に電話で連絡し救急車の要請を依頼した。							

	<p>8 18時12分頃、CがAのいるホールドに到着したが、18時15分頃、B及びCとともにホールド内で倒れた。この間、電話連絡を受けた作業手配担当者は営業所から現場へ急行した。</p> <p>9 18時34分頃以降、A、C、Bの順に意識が回復し、18時38分頃、3名とも自力でガントリースプレッダーに乗って岸壁に戻った。なお、他の作業者らは、二次災害を防ぐため、消防隊の到着を待つこととし、ホールド内には立ち入らなかったものである。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B及びCとも、Aがホールド内でふらついていたのは熱中症によるものと思い、急いで助けに向かった。
考えられる原因	<p>1 ドライアイスを積載したコンテナが、ホールド内にあることを関係者が知らなかつたこと。（ドライアイスが荷としてコンテナに積載されているか否かをコンテナの外見から確認することは不可能。船内荷役作業主任者の作業開始前の荷の点検でも、ドライアイスが荷としてコンテナに積載されていることを確認することはできなかつた。）</p> <p>※ドライアイス積載コンテナ（RFASDRY：リーファコンテナのドライ扱い、プラグインなし）がホールド内に2本積載されており、当該コンテナから二酸化炭素が染み出たものと推測される。</p> <p>※ドライアイス積載コンテナは、通常オンドッキに積載される決まりであったが、この本船ではホールド内に積み込まれていた。</p> <p>2 本船ホールドの換気ファンが稼働していなかつたこと。</p>
考えられる対策	<p>1 本船上にあるドライアイス積載コンテナの有無について、本船荷役計画作成時にチェックし、積載されている場合は本船荷役計画に記載すること。</p> <p>※本船荷役計画は、前港（外地）よりの積付データをもとに元請（荷役計画作成担当）が作成するが、当該データには、①各コンテナ番号、②サイズ（20'or 40'）、③タイプ（Dry or Reefer）の別総重量、④危険品の有無（IMCO/UN番号）程度であり、具体的な品名や種類については記載されていない。</p> <p>積載貨物の具体的品名や種類については、積載貨物情報詳細として積付データとは別に、元請の他部署（輸入業務担当）に送付されるため、相互で照合確認し、必要あれば荷役計画に反映させているものである。</p> <p>2 上記①でホールド内に、ドライアイス積載コンテナが積みつけられていることを確認した場合、酸素濃度測定（必要に応じて専門業者に依頼）を実施し、安全を確認した後に作業を開始すること。</p> <p>3 ドライアイス積載コンテナの有無にかかわらず、作業開始前に作業対象ホールドの換気ファンを稼働させるよう本船側に要請し、稼働が確認された後に作業を開始すること。</p>
関係条文	<p>● 労働安全衛生規則 (船内荷役作業主任者の職務)</p> <p>第451条 事業者は、船内荷役作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 二 通行設備、荷役機械、保護具並びに器具及び工具を点検整備し、これらの使用状況を監視すること。 三 周辺の作業者との連絡調整を行なうこと。 <p>● 港湾貨物運送事業労働災害防止規程 (作業計画)</p> <p>第29条 会員は、船内荷役作業を行うときは、あらかじめ、当該作業の行われる船舶等の構造、作業場所及び設備の状況並びに荷役される荷の種類、形状、荷姿等の条件に対応し、安全な作業を行うための作業計画を定め、かつ、当該作業計画に従って作業を行わなければならない。</p>

(船内荷役作業主任者)

第30条 会員は、船内荷役作業を行うときは、船内荷役作業主任者を選任し、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業を開始する前に、作業場所の環境及び荷の状況を点検し、前条の作業計画に基づき具体的な作業方法を定め、荷役機械の運転場所及び運行の範囲、作業者の通行設備を指定すること。
- 二 関係作業者に対し、作業手順、作業の合図方法、非常の場合における退避場所及び退避方法、相互の連絡方法等安全に作業を行うための必要事項について周知し、直接作業の指揮を行うこと。
- 三 通行設備、作業場所、荷役機械、作業用具、保護具等を点検整備し、作業中これらの使用状況を監視すること。
- 四 安全作業を確保するため選任された他の作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、各荷役機械の運転責任者、作業の合図を行う者等との業務の調整を行い、作業の指揮系統を明確に定め関係作業者に周知すること。
- 五 同一の場所又は近接した場所において、他の事業者の作業が行われるときは、安全な作業を行うために連絡調整を行うこと。

災害発生時の状況（再現）

